

令和4年
9月 舟橋村議会定例会会議録（第1号）

令和4年9月5日（月曜日）

議 事 日 程

令和4年9月5日 午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第19号から議案第29号まで及び報告第2号
（提案理由の説明、決算審査報告）
- 議案第19号 舟橋村職員の育児休業等に関する条例一部改正の件
- 議案第20号 舟橋村各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件
- 議案第21号 舟橋村重度心身障害者等医療費助成条例一部改正の件
- 議案第22号 令和4年度舟橋村一般会計補正予算（第4号）
- 議案第23号 令和4年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第24号 令和4年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第25号 令和3年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第26号 令和3年度舟橋村土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第27号 令和3年度舟橋村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第28号 令和3年度舟橋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第29号 令和3年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 報告第2号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（6名）

| | |
|----|--------|
| 1番 | 古川元規君 |
| 2番 | 良峯喜久男君 |
| 3番 | 加藤智恵子君 |
| 4番 | （欠員） |
| 5番 | 森弘秋君 |
| 6番 | 竹島貴行君 |
| 7番 | 前原英石君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

| | |
|--------|-------|
| 村長 | 古越邦男君 |
| 教 育 長 | 早川誠一君 |
| 総務課長 | 松本良樹君 |
| 生活環境課長 | 田中勝君 |
| 会計管理者 | 林輝君 |
| 代表監査委員 | 川崎正夫君 |

職務のため出席した事務局職員

| | |
|--------|------|
| 事務局 長 | 松本良樹 |
| 事務局 係長 | 喜田義樹 |

午前10時00分 開会

開 会 の 宣 告

○議長（森 弘秋君） ただいまの出席議員数は6人です。定足数に達しておりますので、令和4年9月舟橋村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（森 弘秋君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

7番 前 原 英 石 君

1番 古 川 元 規 君

を指名します。

会 期 の 決 定

○議長（森 弘秋君） 日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの12日間とし、審議終了までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 弘秋君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月16日審議終了までとすることに決定しました。

議案第19号から議案第29号まで及び報告第2号

○議長（森 弘秋君） 日程第3 議案第19号 舟橋村職員の育児休業等に関する条例一部改正の件、議案第20号 舟橋村各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件、議案第21号 舟橋村重度心身障害者等医療費助成条例一部改正の件、議案第22号 令和4年度舟橋村一般会計補正予算（第4号）、議案第23号 令和4年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第24号 令和4年度

舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第25号 令和3年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件、議案第26号 令和3年度舟橋村土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第27号 令和3年度舟橋村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第28号 令和3年度舟橋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第29号 令和3年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件、報告第2号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書、以上12件を一括議題といたします。

（提案理由の説明）

○議長（森 弘秋君） 村長より提案理由の説明を求めます。

村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 本日ここに令和4年9月定例村議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともご多忙の中ご出席賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、本日の定例議会に提出いたしました案件の説明に先立ち、所信の一端を申し上げます。

まず、新型コロナウイルスについてであります。

7月に入り、全国的にも第7波の感染拡大が止まらず、富山県内においても連日1,000人を超え、3,000人に迫るような感染者が発生した日もあり、感染拡大に歯止めがかからない状況であります。7月27日には感染拡大警報「富山アラート」が发出され、現在、9月27日まで期間が延長されているところであります。引き続き体調管理等に留意し、感染対策の徹底を行う必要があります。

そして、ワクチン接種の促進であります。ご承知のとおり、国の方針により、60歳以上の高齢者及び18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方や重症化のリスクが高いと認められる方に対し、4回目のワクチン接種が開始されております。その後、7月に入り、医療従事者や高齢者施設等の従事者も対象となりました。

本村におきましても、6月以降順次対象者に対し接種券の送付を行い、上市町等と連携しながら接種を進めているところでございます。

現在の接種状況であります。初回接種は約2,600人がされており、87%の接種率でした。3回目接種につきましては約2,000人となり、73%の接種率です。4回目接種は約400人と大幅に低下し、36%の接種率にとどまっております。

現在の接種体制は9月30日までとされており、オミクロン株対応のワクチンの接種が10月半ば以降に、初回接種を完了した全ての方を対象として想定されています。引き続き国の動向を注視しながら、希望される方々の接種が円滑に進むように取り組んでまいります。

次に、パワーハラスメント事案に関する第三者委員会及び地方創生事業の検証に係る第三者委員会についての現状についてご報告いたします。

まず、パワーハラスメントに関する第三者委員会ではありますが、8月に委員会が開催され、8月31日に委員会より報告書の提出をいただきました。報告書の内容を真摯に受け止め、再発防止に向け、職員全体で働きやすく風通しのいい職場環境づくりに努めてまいります。

また、地方創生に関する第三者委員会につきましては、村民に対しましてアンケートを行ったところでありまして、8月に1回委員会が開催されており、引き続き報告書の完成に向けてご尽力いただいているところでありますので、進捗状況につきましては随時ご報告させていただきます。

最後に、8月に入り、全国的に発生した大雨に関してであります。

8月3日、4日には大雨の特別警報が山形県と新潟県に出されました。前線が南下せずに停滞したことに加えて、太平洋高気圧の縁を回るように、台風崩れの熱帯低気圧から湿った空気が大量に流れ込んだことが原因とされています。東北北部ではその後も断続的に雨が降り続き、8月1か月の降水量が数日で降る地点もありました。また、福井県では8月4日に線状降水帯の発生による「顕著な大雨に関する気象情報」が出される大雨となり、北陸本線や北陸自動車道が通行不能になるなど、交通インフラへ多大な影響を及ぼしました。

富山県内におきましても、8月20日午後に雨が強くなり、富山市の観測地点で1時間47ミリの激しい雨が降りました。村内におきましても、洪水警報が発令され、白岩川の水位も一時避難判断水位を超えました。一部水路等の溢水も確認されましたが、住宅への被害はございませんでした。細川の護岸が一部崩れた箇所がありましたが、管理している立山土木事務所に早急な対応をしていただいているところでございます。

これからは台風シーズンであるとともに、これまで経験したことのない雨が降ってもおかしくない状況でありますので、引き続き日頃より防災情報の収集に努めてまいります。また、村民の皆様も、日頃よりご家族で災害時等への備えをよろしく願います。

ます。

それでは、本日提案しております案件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第19号 舟橋村職員の育児休業等に関する一部改正の件につきましては、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置に係る人事院規則の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第20号 舟橋村各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件につきましては、政策参与に報酬を支払うため、所要の改正を行うものであります。

議案第21号 舟橋村重度心身障害者等医療費助成条例一部改正の件につきましては、高齢者医療確保法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第22号 令和4年度舟橋村一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ7,345万4,000円を追加し、予算の総額を19億2,593万1,000円とするものであります。

今回の補正の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に係る費用4,340万8,000円、村道古海老江銚ノ木線道路改良事業に係る費用1,464万3,000円、小中学校のタブレット更新に係る費用328万2,000円等を追加するものであります。

これに要する財源といたしましては、国庫支出金4,402万5,000円、村債940万円、前年度繰越金1,497万3,000円及び諸収入464万8,000円等を充当しております。

議案第23号 令和4年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ16万5,000円を追加し、予算の総額を1億7,587万5,000円とするものであります。

今回の補正は、コクホライン・調整交付金システムに係る費用であります。これに係る財源といたしましては、県支出金を充当しております。

議案第24号 令和4年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出からそれぞれ1,254万8,000円を減額し、予算の総額を9,417万9,000円とするものであります。

今回の補正は、東芦原地内団地造成に伴う配水管布設工事に係る費用2,284万8,000円を減額し、東芦原地内配水管布設に係る費用1,038万5,000円を追加するものであります。

これに要する財源といたしましては、受託事業収入 2, 284 万 8, 000 円を減額し、簡易水道事業債 1, 030 万円を充当しております。

議案第 25 号から議案第 29 号につきましては、令和 3 年度一般会計及び特別会計 4 件の歳入歳出決算につきまして、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

報告第 2 号 令和 3 年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書の件につきましては、地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものであります。

以上、提案いたしました案件につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上議決を賜るよう、お願い申し上げます。

○議長（森 弘秋君） 提案理由の説明が終わりました。

（決算審査報告）

○議長（森 弘秋君） ここで、令和 3 年度舟橋村一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の監査報告を求めます。

代表監査委員 川崎正夫君。

○代表監査委員（川崎正夫君） ただいまご指名を受けましたので、令和 3 年度の舟橋村一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算につきまして、ご報告を申し上げます。

決算審査は、去る 8 月 22 日と 25 日に議会選出の竹島貴行さんとともに、地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づきまして、舟橋村一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び各種基金について審査をいたしました。

審査に当たっては、各会計別決算書並びに決算附属資料等に基づき、関係諸帳簿・証拠書類等を照合し、関係職員の説明を求めるとともに、例月出納検査の結果を参考に審査をいたしました。

その結果、各会計別決算の決算計数は符合しており、適正かつ正確に処理されておりました。

審査の意見といたしましては、1、コロナ禍の影響もあり、村税等の収納率は向上しているものの、滞納額が増えている。今後も住民に寄り添いながら、なお一層収納率の向上に努めていただきたい。

2、公共施設の維持管理においては、施設の長寿命化が図られるよう状況を適切に把握し、かつ施設を必要としている住民の立場に立ち有効に活用されるよう、費用対効果も考慮しながら検討していただきたい。

3、財政健全化指数等については、公営企業債償還繰入の減や標準財政規模の増による改善が見受けられる。職員一人一人が経費節減に目を配り、税金を有効に、かつ事業が適正・公正・継続的に執行されるよう努力していただきたい。

4、各種業務システムは、住民サービスの向上や業務の効率化を目的に導入されているが、システム自体の運用や改修に係る費用及び業務が増加していることから、本来の業務の目的を見失わないよう、村民を第一に考えて業務遂行に努めていただきたい。

以上、決算の概要をご報告申し上げ、決算審査の報告とさせていただきます。

○議長（森 弘秋君） 監査報告が終わりました。

散 会 の 宣 告

○議長（森 弘秋君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前10時21分 散会